

## IV 各種制度・福祉サービス

本人や家族に対し、関係機関による障害の状態に応じた援護制度があります。手続きは保護者の申請によりますが、援護制度の活用として情報提供をしていきましょう。主なものを紹介しますが、詳細については関係機関に問い合わせをしてください。

### 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

対 象

- ・給食費
- ・交通費(通学、交流学习、実習など)
- ・修学旅行費
- ・学用品、通学用品購入費
- ・新入学時学用品購入費 等

手続き

小・中学校では、各市町村の教育委員会より支給され、各学校の事務担当者が窓口となります。

### 療育手帳

知的障害者が各種援助を受けることができるように、手帳が交付されます。手帳の種別や援護内容により、照会の仕方や負担割合が異なります。

対 象

- ・JR、航空、バス、タクシー等の運賃の割引(介助者が対象となるケースもあります)
- ・税金の障害者控除、自動車税の減免 等

手続き

市町村の福祉担当課に申請します。児童相談所の判定の上交付されます。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法で身体障害者に、補装具や福祉用具の給付などのサービスを受けることができるように手帳が交付されます。

対 象

手帳の種別や援護内容により、照会の仕方や負担割合が異なります。

- ・医療公費負担制度
- ・福祉用具の公的制度
- ・在宅福祉サービス
- ・JR、航空、バス、タクシー等の運賃の割引(介助者が対象となるケースもあります)
- ・税金の障害者控除、自動車税の減免 等

手続き

市福祉事務所、町村福祉担当課に申請します。

## 特別児童扶養手当

対 象

20歳未満で「特別指導扶養手当などの支給に関する法律」に定められた障害の状態である人が対象です。  
その子どもたちの父もしくは母、又は養育者に対して支給されます(所得制限があります)。

手続き

市役所、町村役場に認定請求書及び必要な書類を提出します。審査の上支給されます。